

基準10 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

※当該基準はすべて指導基準

1 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

仮設建築物で、頻繁に巡視する等容易に火災を覚知できる処置を講じ、かつ、次の各号に掲げる消防用設備等に応じ、当該各号に定める代替措置を講じたときは、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常警報設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 屋内消火栓設備：当該仮設建築物に適応する大型消火器を、省令第7条第1項の規定の例により設置
- (2) 自動火災報知設備及び非常警報設備：音響装置が付置された携帯用拡声器を1個以上設置

注 この基準を適用する仮設建築物は、その使用期間が6か月以内のもので、かつ、専従監視員が常駐していることを条件とする。